

刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立を受け、適切な運用とえん罪被害者の適正かつ迅速な権利救済の実現を求める会長声明

本年7月17日、刑事再審手続に関する「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（以下「本改正法」という。）が参議院本会議で可決され、成立した。本改正法は、1948年（昭和23年）の現行刑事訴訟法制定以来、初めて刑事再審手続を本格的に改正するものであり、改正が行われたこと自体は大きな意義を有する。しかしながら、本改正法は、えん罪被害者を適正かつ迅速に救済する制度としては、なお重大な問題を残している。

第1に、本改正法は、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」のうち、裁判所が必要かつ相当と認めたものについて、裁判所が検察官に提出を命じることを義務付けているにとどまり、再審請求人が主張立証を準備するために必要な証拠が幅広く開示される仕組みとなっていない。徳島ラジオ商事件をはじめとする多くのえん罪事件では、裁判所に提出されずに捜査機関に保管されていた証拠が再審請求審の段階で明らかにされ、それが再審請求人の無実を示す重要な証拠として、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。しかし、本改正法が定める証拠提出命令制度では、再審請求人に十分な証拠が開示されず、えん罪を晴らすことができないおそれがある。

第2に、検察官が保管する証拠を明らかにするための一覧表（以下「証拠一覧表」という。）の作成・提出を検察官に命じる制度が設けられなかった点にも大きな問題がある。証拠一覧表は、再審請求人や弁護人が、証拠の提出・開示を請求するための重要な手掛かりとなるものであり、検察官にとっても、証拠の保管状況を適切に把握できるという意味において有用な制度である。過去のえん罪事件においては、検察官が「不見当」、「不存在」と回答し、開示されなかった証拠が、後になって開示された例も複数ある。しかし、本改正法に証拠一覧表の作成・提出制度が明記されなかったことにより、従前と同様に、証拠の提出・開示が円滑に進まなかったり、漏れが生じたりすることが強く懸念される。

第3に、検察官から裁判所に提出された証拠の複製を、再審請求やその準備以外の目的で使用することを一律に禁止し、その違反に対して刑事罰を科す規定を新設したことである。過去のえん罪事件では、支援者及び報道機関による

検証や情報発信が、新たな証拠の発見やえん罪被害者の救済に重要な役割を果たしてきた。しかし、本改正法により新設された証拠の目的外使用の一律禁止は、そのようなえん罪被害者の救済の道を狭める過度な制限であり、正当な弁護活動及び国民の知る権利を侵害しかねない。

第4に、本改正法は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則として禁止した。このことは非常に大きな意義を有するが、「当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」には不服申立てが可能という例外を設けてしまった。その結果、検察官が同規定に基づき不服申立てを行うことにより、従前と同様に、えん罪被害者の救済が長期化することが強く懸念される。

以上のとおり、本改正法が成立し、刑事再審制度の改革がようやくその一歩を踏み出した点では大きな意義があるが、その内容については、えん罪被害者の適正かつ迅速な救済を阻害する多くの問題が残されたままとなっている。

本改正法の附則では、政府は施行後5年ごとに本改正法の施行状況等を勘案し、証拠の目的外使用の禁止に関する制度や検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度を含む再審制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。当会は、政府に対し、えん罪被害者の適正かつ迅速な救済という目的に沿って、本改正法を適切に運用することや、必要な制度の見直しを行うことを求める。また、当会は、本改正法の施行状況を検証し、必要な提言を行うなど、えん罪被害者が適正かつ迅速な救済を受けることができる刑事再審制度の実現に向け、今後も引き続き尽力していく所存である。

2026年（令和8年）9月10日

徳島弁護士会

会長 生長 拓也